

令 5 山 県 大 第
令和 5 年 (2023 年)

号
月 日

山口県知事 村 岡 嗣 政 様

公立大学法人山口県立大学
理事長 岡 正 朗

出資等に係る不要財産の納付について（申請）

このことについて、地方独立行政法人法第 4 2 条の 2 第 1 項及び地方独立行政法人法施行令第 8 条の規定に基づき、別添のとおり申請します。

1 出資等に係る不要財産の内容

別表のとおり

2 出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

山口県立大学第二期施設整備計画に基づく新キャンパスへの集約移転に伴い、県から出資された土地及び建物の一部が不要となるため

3 出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額

別表のとおり

4 出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容

別表のとおり

5 現物による出資等団体への納付の予定時期

令和 6 年 4 月

6 その他提出物

関係図面、登記事項証明書

別表

1 土地

地目	所在	面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格(円)	申請の日における 帳簿価格(円)	不要財産の取得 にかかる出資又は 支出の額(円)	備考
学校用地	山口市桜島三丁目2534番2	295.28	5,949,000	5,949,000	5,949,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2631番1	2,228.19	44,891,000	44,891,000	44,891,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2651番	2,194.61	44,215,000	44,215,000	44,215,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2652番3	4,874.22	98,200,000	98,200,000	98,200,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2655番4	8,805.05	177,401,000	177,401,000	177,401,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2660番1	2,840.26	57,222,000	57,222,000	57,222,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2671番2	171.94	3,464,000	3,464,000	3,464,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2675番1	2,960.29	59,641,000	59,641,000	59,641,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2675番2	558.84	11,259,000	11,259,000	11,259,000	現物出資
学校用地	山口市桜島三丁目2682番2	552.16	11,124,000	11,124,000	11,124,000	現物出資
宅地	山口市宮野下字上通2942番1	891.20	29,000,000	29,000,000	29,000,000	現物出資
宅地	山口市宮野下字堤下2944番1	1,643.17	43,978,000	43,978,000	43,978,000	現物出資
宅地	山口市宮野下字堤下2946番1	766.77	20,522,000	20,522,000	20,522,000	現物出資
計		28,781.98	606,866,000	606,866,000	606,866,000	

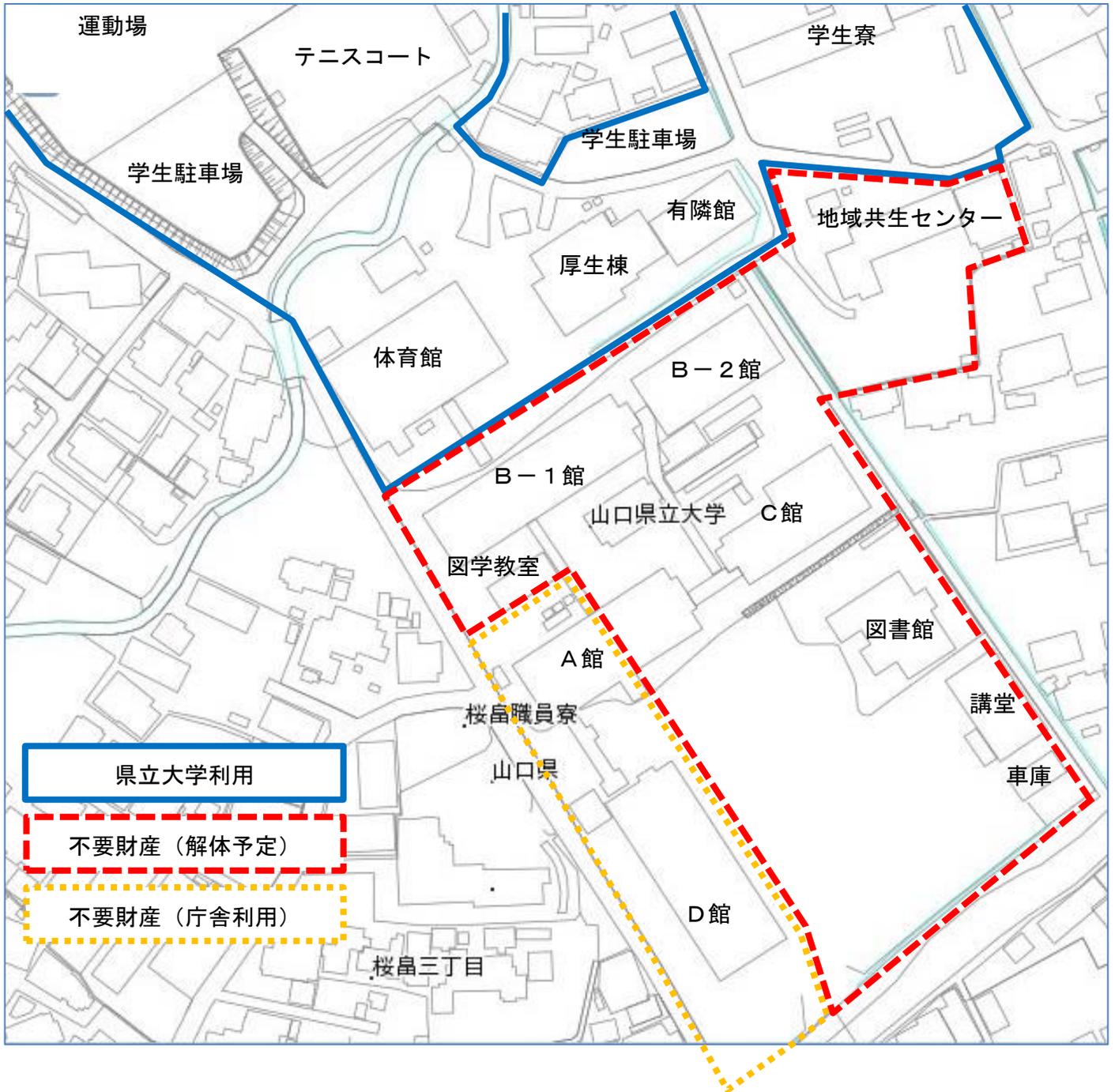
2 建物

地目	所在	面積 (㎡)	取得の日における 帳簿価格(円)	申請の日における 帳簿価格(円)	不要財産の取得 にかかる出資又は 支出の額(円)	備考
図学教室	山口市桜島三丁目2631番1	129.60	6,550,000	1,507,936	6,550,000	現物出資
図書館	山口市桜島三丁目2660番1	1,079.10	57,600,000	6,681,617	57,600,000	現物出資
車庫	山口市桜島三丁目2660番1	90.72	6,270,000	2,113,007	6,270,000	現物出資
C館	山口市桜島三丁目2651番	2,832.76	80,000,000	5,200,017	80,000,000	現物出資
D館	山口市桜島三丁目2655番4	3,056.86	366,000,000	188,650,968	366,000,000	現物出資
計			516,420,000	204,153,545	516,420,000	

- 法第42条の2第1項の規定に基づく出資等に係る不要財産の納付処理の対象となるのは、帳簿価格が50万円以上の財産とされている。
○ 50万円未満の財産は、別途、法人から県に対して無償譲渡することとなる。

不要となる見込みの財産

◆南キャンパス



◆職員公舎



- 法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づく出資等に係る不要財産の納付処理の対象となるのは、帳簿価格が 50 万円以上の財産とされている。
- 50 万円未満の財産は、別途、法人から県に対して無償譲渡することとなる。